信楽高原鐵道株式会社　ポスター広告取扱要領

（目的）

第１条 この要領は、信楽高原鐵道株式会社広告掲載要綱（平成２７年１０月　１日。以下「広告掲載要綱」という。）第３条第２項の規定に基づき、信楽高原鐵道株式会社の各駅構内ポスター広告枠（以下「駅構内広告枠」という。）および鉄道車両内広告枠（以下「車内広告枠」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要領において、用語の意義は広告掲載要綱第２条各号に定義するところによるもののほか、次の各号に定めるところによる。

（１）駅貼ポスター広告　　信楽高原鐵道株式会社（以下「ＳＫＲ」という。）が管理・保有する駅構内広告枠に表示される、広告主の指定するポスター広告のことをいう。

（２）車内ポスター広告　　ＳＫＲが管理する車内広告枠に表示される、広告主の指定するポスター広告のことをいう。

（広告の種類）

第３条　駅構内広告枠に掲載するポスター広告は駅貼ポスター広告（以下｢広告｣という。）とする。

２　車内広告枠に掲載するポスター広告は車内ポスター広告（以下｢広告｣という。）とする。

（広告掲載の対象範囲等）

第４条　駅構内広告枠および車内広告枠に広告を掲載することができない広告主、掲載基準及び内容の範囲は、広告掲載要綱第３条第１項及び信楽高原鐵道株式会社広告掲載基準の規定によるものとする。

（広告の規格）

第５条　駅貼ポスター広告の規格は、原則として次のとおりとする。

（１） Ｂ１～Ｂ３

（２） Ａ１～Ａ４

２　車内ポスター広告の規格は、原則として次のとおりとする。

（１）Ｂ３（横向き）

３ 前項の他必要な事項は別に定める。

（広告の掲載位置及び枠数）

第６条 広告を掲載する位置及び枠数はＳＫＲが指定する。

（広告掲載の期間）

第７条 広告掲載する期間は、１週間単位とする。

２ 広告掲載の開始日及び終了日は、広告主が別に定める。

３ 広告掲載希望者が望むときは、ＳＫＲは複数週間の申込み及び掲載を認めることができる。

（広告の募集）

第８条 広告の募集は、信楽高原鐵道株式会社のホームページ及び広報印刷物で公募するものとする。

２ 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

３ 公募を行うにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し広告掲載の案内をすることができるものとする。

（広告掲載の申込み）

第９条　駅構内広告枠および車内広告枠への広告掲載希望者は、信楽高原鐵道ポスター広告掲載申込書（様式第１１号および同号別表）により、指定する期間内に申し込まなければならない。

（広告掲載の決定）

第１０条 ＳＫＲは、第４条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

２ 広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載希望者に通知（様式第１２号）する。

３ 広告掲載希望者が、第６条に規定する枠数を超えたときは、掲載希望週数の多いものを優先する。

４ 前項の規定によっても、広告掲載希望者が第６条に規定する枠数を超えるときは、申込順により決定する。

（広告掲載内容の承諾）

第１１条 広告掲載可の決定を受けた広告主は、掲載内容、条件及び第１９条第１項の各号について遵守する承諾書（様式第１３号）をＳＫＲに提出する。

（広告原稿の作成及び提出）

第１２条 広告主は、広告原稿を指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

２ 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告掲載料）

第１３条 広告掲載料については、類似広告の市場価格等を勘案し決定する。

２ 広告主は、広告掲載料を指定する期日までに掲載期間の全額分を納入するものとする。

（広告内容、デザイン等の審査及び協議）

第１４条 広告の内容及びデザイン等については、ＳＫＲの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、ＳＫＲが審査を行うとともに、広告主とＳＫＲが必ず協議することとする。

２ デザイン等広告表現に関する基準は、第４条に規定するものの他は、ＳＫＲが別途定める。

（広告内容等の変更）

第１５条 ＳＫＲは、広告の内容及びデザイン等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告掲載の取り消し）

第１６条 ＳＫＲは、次の各号のいづれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

（１） 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき

（２） 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき

（３） 広告主、又は広告の内容等が、各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき

２ 前項の取消しにより、申込者に損害が生じてもＳＫＲは一切の責任を負わないものとする。

（広告掲載の取り下げ）

第１７条 広告主は自己の都合により、駅構内広告枠および車内広告枠への広告掲載を取り下げることができるものとする。

２ 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は信楽高原鐵道ポスター広告掲載取下げ申出書（様式第１４号）によりＳＫＲに申し出なければならない。

３ 第１項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

（広告掲載料の返還）

第１８条 広告掲載要綱第７条の規定により返還する広告掲載料は、広告を掲載しなかった日の翌日から掲載を再開した日までの日数に応じた額とする。ただし、掲載しなかった期間が１日未満の場合は、広告掲載料を返還しない。

２ 第１項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

３ 天災等による不可抗力により広告を掲載できなかったときは、広告掲載料の返還は行わない。

（広告主の責務）

第１９条 広告主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１） 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと。

（２） 広告の内容等に関る財産権のすべてにつき権利処理が完了していること。

（３） 広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負うこと。

（４） 第三者から、広告に関連して損害や苦情を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決すること。

（広告の変更）

第２０条 広告主は、広告の内容等を変更するときは、変更の１週間前までに信楽高原鐵道ポスター広告掲載内容変更届（様式第１５号）によりＳＫＲの了承を得るものとする。

（疑義等の決定）

第２１条 この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については、別途協議のうえ定めるものとする。

（その他）

第２２条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は広告掲載要綱の規定を適用する。

２ 前項に定めるもののほか、広告に関し必要な事項はＳＫＲが別に定める。

付 則

この要領は、平成２７年１０月　１日から施行する。